

警告 ダマされないで！

こんなハガキは、詐欺！ 無視してください！

「裁判所」「地方裁判所管理局」「民事訴訟管理センター」などを騙ったハガキを送りつける手口の詐欺事件が増えています。注意してください！

特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、

給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので

裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願い致します。

裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取下げ最終期日 令和〇年〇月〇日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-000-0000

東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 受付時間 9:00~17:00

民事訴訟最終告知書

令和元年〇月〇日
訴訟番号 令和元年(ワ)第5号4442
サギはがき

下記請求事件について告知人は、被告知人に対して訴訟を告知する。

第1 告知の理由

1. 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。
2. よって、告知人が当該訴訟において敗訴するときは被告知人に対し損害賠償の請求をすることができるので民事訴訟法により、上記訴訟を告知する次第である。

第2 訴訟の程度

上記訴訟において、告知人は令和〇年〇月〇日訴状の送達を受け、かつ令和〇年〇月〇日、午前〇時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

第3 訴訟取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて受け賜っておりますので局員までお問合わせ下さい。
このままご連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達による出廷命令が送付されます。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。
以上をもちまして最終通告とさせていただきます。

※訴訟取り下げ最終期日 令和〇年〇月〇日

〒102-0083 東京都千代田区麴町〇-〇-〇

民事訴訟管理センター

(民事第一部) 0120-000-0000
電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)

◎ **絶対に問合せ（折返し）電話をしない！**

→ 問合せの電話をしたら相手の思うツボ！

◎ **警察に連絡する！**

→ まず、最寄りの警察署に相談を！
緊急の場合は、110番！



犯罪インフラ撲滅特命大使
松林 早紀

神奈川県警察

特殊詐欺撲滅対策推進本部

連絡先 045-211-1212

**拡散希望
お願いします！**